

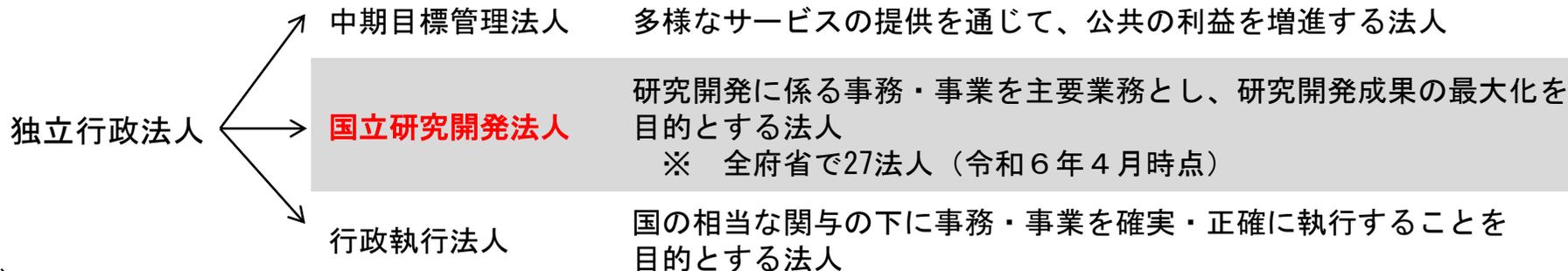
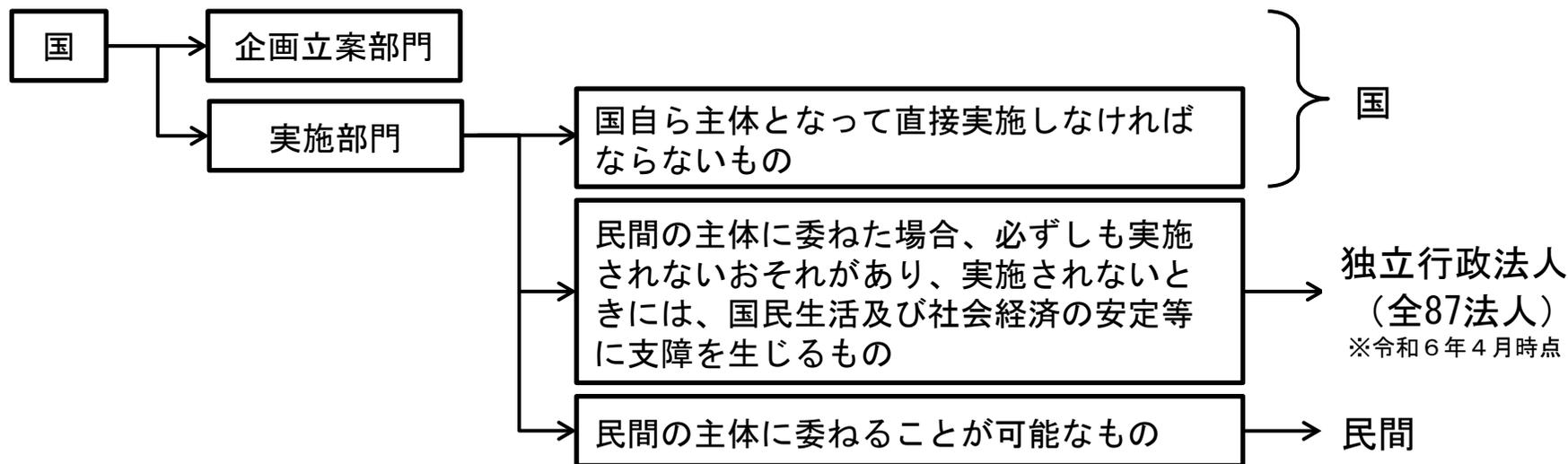
# 宇宙航空研究開発機構の 令和5年度及び第4期中長期目標期間終了時に 見込まれる業務実績評価等の進め方について

令和6年7月

内閣府宇宙開発戦略推進事務局  
総務省国際戦略局宇宙通信政策課  
文部科学省研究開発局宇宙開発利用課  
経済産業省製造産業局宇宙産業室

# 国立研究開発法人制度について

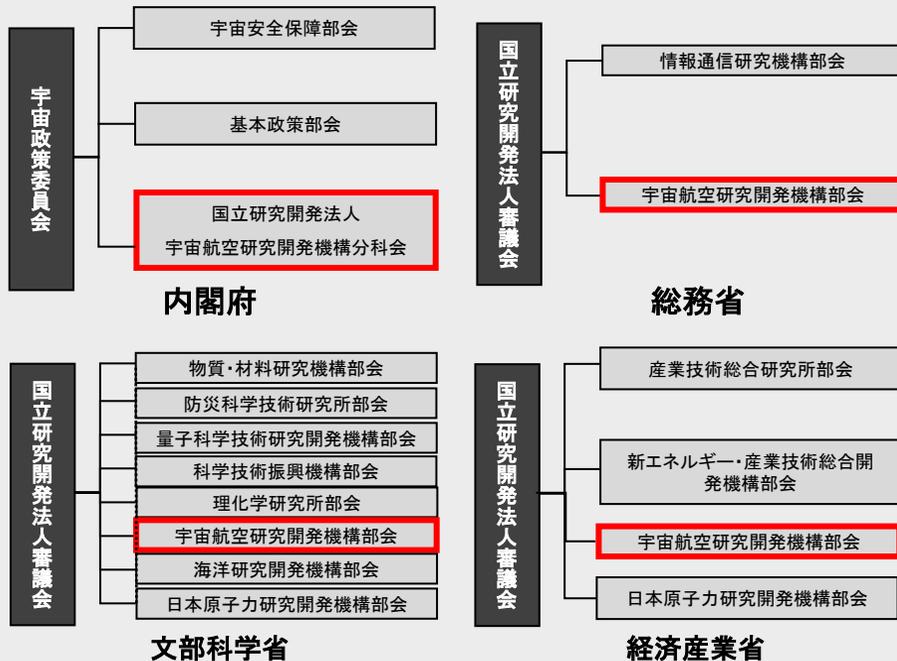
- 独立行政法人は、公共上、確実に実施されることが必要な事務・事業のうち、国が直接実施する必要はないが民間の主体に委ねると実施されないおそれがあるものなどを実施。
- 平成27年4月からは、研究開発の長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の特性から、他の独法とは異なる取扱いの必要性が認識され、研究開発を主たる事業とする独立行政法人が、新たに「国立研究開発法人」と位置づけられることとなった。
- 国立研究開発法人には、研究開発の特性を踏まえ、独立行政法人とは異なる法制上の措置が与えられる。



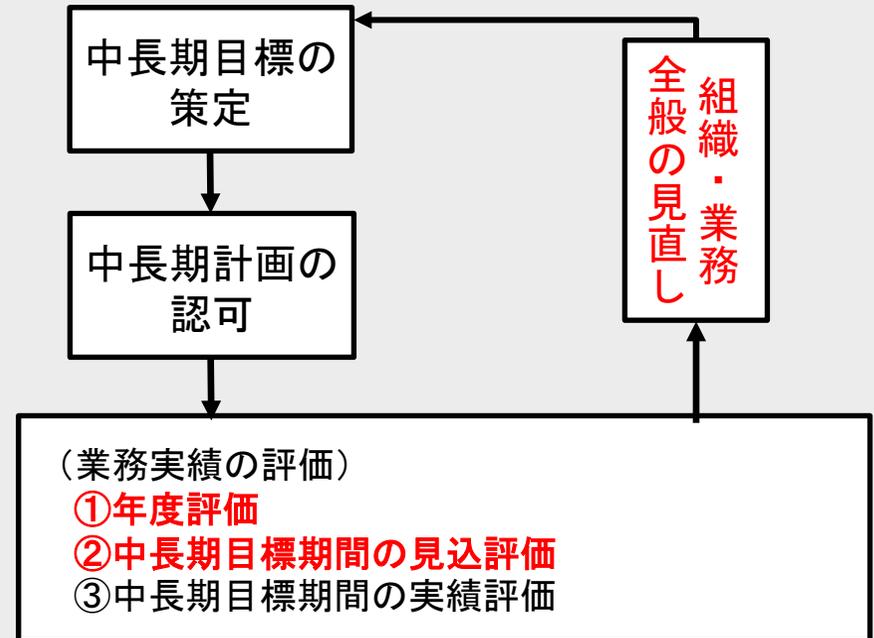
# 国立研究開発法人審議会等について

- 改正独法通則法（平成27年4月施行）に基づき、総務省・文部科学省・経済産業省に国立研究開発法人審議会を設置。内閣府は、内閣府設置法第38条に基づき、宇宙政策委員会を設置。
- 国立研究開発法人審議会の下に、各府省が所管する国立研究開発法人に関する事項を審議する部会をそれぞれ設置。内閣府は、宇宙政策委員会令第5条に基づき、JAXAの行う研究開発の事務及び事業に関する事項を調査審議する分科会を設置。
- 国立研究開発法人審議会等は、国立研究開発法人に関して、（1）中長期目標の策定・変更等、（2）業務実績の評価、（3）組織・業務全般の見直しに当たって、科学的知見等に即して主務大臣に助言。

## 各共管府省における国立研究開発法人審議会等の構成



## 目標・評価のサイクル



# 令和5年度・第4期中目期間見込評価等の進め方

- 昨年度同様に、4府省の国立研究開発法人審議会（内閣府においては宇宙政策委員会）（以下「審議会等」という。）は、各委員から御意見等を頂くことを主たる目的として開催し、審議会等において評定（S, A, B, C, D）を付すことはしない。
- 委員からの御意見等については、御自身の専門分野の観点も踏まえつつ、原則、JAXAの「令和5年度業務実績等報告書」、「第4期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績等報告書」における自己評定・評価内容を変更する必要があると判断される場合、ご意見記入シートにご意見等を御記入いただく。
- なお、評定・評価内容に疑義がない場合でも、必要に応じて、ご質問や来年度に向けた課題等を御記入いただく。
- 上記に加え、今年度は令和7年度に開始する第5期中長期目標の策定に当たるため、合同ヒアリングの後の各府省部会・分科会（以下「部会等」という。）において、組織・業務全般の見直し内容についてもご意見を頂く。

## 【業務実績評価の進め方】

### i) JAXAからのヒアリング

JAXAから提出された業務実績等報告書に基づき、ヒアリングを実施（非公開）。各委員はヒアリング後、ご意見記入シートご御意見等を記入、各府省部会等の事務局が指定する日までに提出いただく。

### ii) ヒアリング結果のとりまとめ

部会等委員から頂いた提出されたご意見等を事務局において集約し、部会等の意見としてとりまとめたのち、各府省の審議会において、審議会のご意見として決定する。

### iii) 評定の決定

審議会等で決定されたご意見も踏まえ、4府省で協議し、主務大臣として統一した評価書を作成する。なお、審議会等において御意見として評定案が示されている場合においても、主務大臣間の調整により反映されないことがある。

## ※評価書の作成方式

昨年度同様、独立行政法人の評価に関する指針（平成26年9月2日総務大臣決定、令和4年3月2日改訂）Vの「4 共管法人の取扱いに関する事項」において「評価手続の重複を排除するなど、効率的な評価に努めるものとする。原則として、法人の年度評価、見込評価、期間実績評価などの各評価について一つの評価書を作成するものとする。」とあるとおり、主務大臣間で調整の上、各府省統一の評価書を作成する

# 令和5年度・第4期中目期間見込評価等の進め方

## 【組織・業務全般の見直し内容の審議の進め方】

### i) 4府省からの見直し内容案の提示

第4期中長期目標期間終了時に見込まれる業務実績等評価に関するヒアリングと並行して、4府省にて組織・業務全般の見直し内容（案）を作成し、部会等に提示し、委員の皆様からご意見を頂く。

### ii) 御意見等のとりまとめ

部会等委員から提出された御意見等を事務局において集約し、部会等の意見として取りまとめたのち、各府省の審議会において、審議会のご意見として決定する。

### iii) 見直し内容の決定

組織・業務全般の見直し内容（案）について審議会等で決定されたご意見を踏まえ、4府省で協議し、主務大臣としてのJAXAの組織・業務全般の見直し内容を決定する。なお、審議会等においてご意見として当該見直し内容の修正案が示されている場合においても、主務大臣間の調整により反映されないことがある。

# 業務実績評価のスケジュール（イメージ）

	各府省大臣による 決定	各府省による 協議	(各府省審議会等)	意見とりまとめの 各府省部会・分科会	JAXAからのヒア リング
令和6年	----- JAXAから業務実績等報告書(自己評価書)の提出 -----				
6月					
7月上旬					業務実績等報告書について、JAXAよりヒアリング ↓
7月中旬 ～ 8月上旬				各府省部会・分科会としての意見を取りまとめ (業務実績評価、組織・業務見直し案)	各委員より意見を提出 ↓
8月中旬			各府省審議会等としての意見を決定 (業務実績評価、組織・業務見直し案)		
		各府省審議会等の結果を踏まえて協議し、統一した評価書を作成	※内閣府及び経済産業省については、JAXA評価に係る議決権を分属の分科会／部会に委任しているため、審議会等は開催しない。		
8月下旬	業務実績評価の決定、組織・業務の見直し内容の決定				
			令和5年度・第4期中目期間見込評価の詳細なスケジュールは別紙のとおり。		

# 令和5年度・第4期中目期間見込評価のヒアリングに係る運営方針

## (ヒアリングの開催)

- ヒアリングは、JAXA業務実績の評価に係る効果的かつ効率的な業務運営を目的に、JAXAを所管する内閣府、総務省、文部科学省及び経済産業省の合同で開催する。

## (ヒアリングの構成)

- ヒアリングの構成員は、内閣府の宇宙政策委員会国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構分科会委員並びに総務省、文部科学省及び経済産業省の国立研究開発法人審議会宇宙航空研究開発機構部会委員（以下、「委員」という。）とする。
- ヒアリングの事務局は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局、総務省国際戦略局宇宙通信政策課、文部科学省研究開発局宇宙開発利用課及び経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課宇宙産業室が行うものとする。
- ヒアリングの議事進行については、事務局が対応する。

## (ヒアリングの公開)

- 宇宙航空研究開発機構の業務実績評価に係る内容のため、非公開とする。

## (資料及び議事録の公表)

- 宇宙航空研究開発機構の業務実績評価に係る内容のため、資料は非公表とし、議事要旨を会議後に公開する。

## (Web会議システムの利用)

- 本業務実績ヒアリングについて、委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員の間で同時かつ双方向に対話を行うことができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができるものとする。

**【JAXAからのヒアリング】**

(4府省合同で開催)

JAXA業務実績ヒアリング

- (第1回) 6月24日(月) 13:00~18:00 ※4府省共管項目
- (第2回) 6月26日(水) 13:00~18:00 ※4府省共管項目
- (第3回) 7月10日(水) 13:00~18:00 ※上記以外の項目
- (第4回) 7月11日(木) 13:00~18:00 ※上記以外の項目

**【部会等の意見のとりまとめ】**

経済産業省JAXA部会

日時：7月17日(水) 13:30~17:30

総務省JAXA部会

日時：7月23日(火) 15:00~19:00

内閣府JAXA分科会

日時：7月24日(水) 10:30~15:30

文部科学省JAXA部会

日時：7月25日(木) 13:00~18:00

**【審議会等の意見の決定】**

総務省国立研究開発法人審議会

日時：8月上旬

文部科学省国立研究開発法人審議会

日時：8月5日(月) 時間未定

※内閣府及び経済産業省については、JAXA評価に係る議決権を分属の分科会/部会に委任しているため、審議会等は開催しない。